第11号議案

調整力等に関する委員会の設置及び委員の委嘱について

(案)

定款第39条第1項の規定に基づく委員会として、以下の通り委員会を設置する。

- 1. 委員会の名称 調整力等に関する委員会とする。
- 2. 委員会への諮問事項
 - (1) 調整力の今後のあり方に係る検討
 - (2) 連系線マージンの今後のあり方に係る検討

3. 委員

別紙1のとおり(計5名)とする。ただし、別紙1の委員に加え、中立者の委員を1名選任するとともに、下記6に準じて電気供給事業者の役職員から委員を選任することとし、調整完了後、別途理事会にて決定する。

- 4. 委員への委嘱手続
 - ・委員への委嘱は別紙2により行う。
 - ・ 秘密保持、情報の目的外利用禁止に関する誓約書の提出依頼その他の委嘱に関する事務手続きは企画部長にて処理する。

5. 委員の任期等

- ・委員の任期は1年間とし、延長の要否は継続検討項目の有無を踏まえて決定する。
- ・委員の辞任等により後任委員の選任が必要となったときは、理事会が選任する。 選任においては、以下の資格を満たす者を選任することとし、事業者委員を選 任する場合は、事業種別ごとに人数が均等になるよう選任する。
 - ▶ 中立者委員 専門的な知見を有する有識者等
 - ▶ 事業者委員 発電、小売、送配電の各事業分野に従事する電気供給事業者の職員等であって、各事業分野に関する専門的な知見を有する者
- 6. 委員会の運営 委員会規程による。
- 7. 本委員会の幹事 企画部とする。

以上

電力広域的運営推進機関 調整力等に関する委員会 委員名簿

委員長

大山 力 横浜国立大学大学院 工学研究院 教授

(敬称略)

委員 (中立者)

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

荻本 和彦 東京大学 生産技術研究所 特任教授

合田 忠弘 同志社大学大学院 理工学研究科 客員教授

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

(調整中)

(敬称略・五十音順)

委員 (事業者)

(調整中)